

第1章 総則

第1条(約款の適用)

1. レンタルバイクを借受ける店舗を運営する日本オート(以下「当社」という)は、この約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタルバイク」という)を契約者に貸渡すものとし、契約者はこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとします。

第2章 予約

第2条(予約の申込)

1. 契約者は、レンタルバイクを借受けるにあたって、当社の定める料金表等に同意のうえ、当社の定める方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、ヘルメット等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申込を行うことができます。
2. 当社は、契約者から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタルバイクの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、契約者は、当社が特に認める場合を除き、当社の定める予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更)

契約者は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消等)

1. 契約者及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタルバイクの貸渡契約を締結するものとします。
2. 契約者及び当社は、当社の定める方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタルバイク貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
3. 契約者の都合により予約が取消されたときは、契約者は、別に定めるところにより当社の定める予約取消手数料(当日の場合は全額)を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を契約者に返還するものとします。
4. 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を契約者に返還します。
5. 契約者及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第5条(代替レンタルバイク)

1. 当社は、契約者から予約のあった車種クラス、付属品、オプション用品の仕様等の条件(以下「条件」という)に該当するレンタルバイクの貸渡ができないときは、直ちにその旨を契約者に通知するものとします。
2. 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタルバイクを貸渡することが可能なときは、契約者に予約と異なる条件のレンタルバイク(以下「代替レンタルバイク」という)の貸渡を申し込むことができるものとします。
3. 契約者が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタルバイクを貸渡すものとします。この場合、契約者は、代替レンタルバイクの貸渡料金と予約のあった条件のレンタルバイクの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
4. 契約者が第2項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。

第6条(予約業務の代行)

1. 契約者は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等(以下「代行業者」という)において予約の申込をすることができます。
2. 前項の申込を行ったときは、契約者は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第3章 貸渡

第7条(貸渡契約の締結)

1. 契約者は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
2. 契約者は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で契約者の義務と定められた事項を遵守するものとします。
3. 当社は、貸渡原票に契約者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、契約者に対し、契約者の運転免許証の提示を求めます。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、契約者に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、契約者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、契約者に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。
7. 当社は、契約者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

第8条(貸渡拒絶)

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
 - (1) 貸し渡すレンタルバイクの運転に必要な運転免許証の提示をせず、又は当社が求めたにもかかわらず、その契約者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
 - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
 - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等の疑いが認められるとき。
 - (4) 当社及び当社グループ店で過去の貸渡しにおいて、貸渡約款違反の事実があったとき。
 - (5) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
 - (6) その他、当社が不相当と認めたとき。
2. 反社会的勢力の排除 契約者が反社会的勢力である事が判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除する事ができる。
 - (1) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
4. 契約者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号準ずる行為
5. 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
 - (1) 貸渡しできるレンタルバイクがないとき。
 - (2) 契約者が20歳未満の場合。

第9条(貸渡契約の成立等)

1. 貸渡契約は、契約者が貸渡契約書に署名をし、当社が契約者にレンタルバイク(付属品を含む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。
2. 前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第10条(貸渡料金)

1. 貸渡契約が成立した場合、契約者は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
2. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。
 - (1) 車輛料金
 - (2) 免責補償料
 - (3) オプション料金(ヘルメット、乗車用品等)
 - (4) 車両補償料
 - (5) 配送引上料
 - (6) その他の料金
3. 車輛料金は、レンタルバイクの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
4. 当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、契約者は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第11条(借受条件の変更)

契約者は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第12条(点検整備等)

1. 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタルバイクを貸渡すものとします。
2. 契約者は、レンタルバイクの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタルバイクに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第13条(貸渡証の交付・携行等)

1. 当社は、レンタルバイクを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を契約者に交付するものとします。
2. 契約者は、レンタルバイクの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3. 契約者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使用

第14条(契約者の管理責任)

契約者は、レンタルバイクの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとします。

第15条(日常点検整備)

契約者は、使用中、借受けたレンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条(禁止行為)

契約者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタルバイクを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の契約者以外の者に運転させること。
- (3) レンタルバイクを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- (4) レンタルバイクの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクを各種テスト若しくは競技に使用し(サーキット走行や未舗装路を含む一般公道以外の走行)又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと。
- (9) その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条(違法駐車)

1. 契約者は、レンタルバイクに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとします。
2. 当社は、警察からレンタルバイクの違法駐車連絡を受けたときは、契約者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、レンタルバイクの借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、契約者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタルバイクが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルバイクを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで契約者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、契約者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとし、契約者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社の定める文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。
4. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、契約者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。
5. 契約者がレンタルバイク返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が契約者若しくはレンタルバイクの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、契約者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金(上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)
 - (3) 探索費用及び車両管理費用
6. 契約者が、第3項に基づき駐車違反違約金を当社に支払った後、契約者が罰金又は反則金を納付し、当社にその納付書、領収書等を提示した場合、又は当社が放置違反金の還付を現実を受けたときは、当社はすみやかに受取った駐車違反違約金相当額から返金に要する費用を差引いた金額を契約者に返還します。

第5章 返還

第18条(契約者の返還責任)

1. 契約者は、レンタルバイクを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 契約者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタルバイクを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第19条(レンタルバイクの確認等)

1. 契約者は、当社立会いのもとに、レンタルバイクを通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
2. 契約者は、レンタルバイクの返還にあたって、レンタルバイク内に契約者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタルバイクの返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

第20条(レンタルバイクの返還時期等)

1. 契約者は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
2. 契約者は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第21条(レンタルバイクの返還場所等)

1. 契約者は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(以下「回送費用」という)を負担するものとします。
2. 契約者は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタルバイクを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第22条(レンタルバイクが返還されなかった場合の措置)

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、レンタルバイクの所在を確認するのに必要な措置を実施するものとします。
 - (1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。
 - (2) 契約者の所在が不明である等不返還と認められるとき。
2. 前項各号の場合、契約者は、当社が契約者の探索及びレンタルバイクの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第23条(貸渡情報の登録と利用の合意)

1. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約者の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が当社の運営するレンタルバイク貸出システムに登録されることに同意するものとします。
 - (1) 契約者が、当社の指定する期日までに、第17条第5項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。
 - (2) 前条第1項各号に該当したとき。
2. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、契約者は、次に掲げる事項に同意するものとします。
 - (1) 当社に登録された貸渡情報が加盟店に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第24条(レンタルバイクの故障)

契約者は、使用中にレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条(事故)

1. 契約者は、使用中にレンタルバイクにかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
2. 契約者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
3. 当社は、契約者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. レンタルバイクを使用中に事故を起こし、車両に損害を与えた場合には、営業補償の一部として下記の料金を申し受けます。営業補償は、事故が起こった場合に適応される保険補償制度の免責額(お客様負担)とは異なります。
 - (1) 予定の営業店にレンタルバイクを返還した場合(自走可能な場合)2万円

- (2) 予定の営業店にレンタルバイクを返還できなかった場合（自走不可能な場合）5万円 但し、車両損害状況により当社が金額を指定する場合がありますので、予めご了解ください。
5. 当社は、契約者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条(盗難)

契約者は、使用中にレンタルバイクの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条(利用不能による貸渡契約の終了)

1. 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2. 契約者は、前項の場合、レンタルバイクの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
3. 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、契約者は当社から代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタルバイクの提供条件については、第5条第3項を準用するものとします。
4. 契約者が前項の代替レンタルバイクの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタルバイクを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が契約者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を契約者に返還するものとします。
6. 契約者は、本条に定める措置を除き、レンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条(契約者による賠償及び営業補償)

1. 契約者は、契約者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、契約者の責に帰すべき事由による故障、レンタルバイクの汚損等により当社がそのレンタルバイクを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、契約者はこれを支払うものとします。

第29条(保険及び補償)

1. 契約者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当社がレンタルバイク(125cc以下は除く)について締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
 - (1) 対人補償 1名につき無制限(自賠責保険を含む)
 - (2) 対物補償 1事故につき無制限(免責額10万円)
 - (3) 搭乗者傷害補償 1名につき500万円まで(死亡後遺障害のみ)*原付を除く
 - (4) 車両補償 1事故につき時価額または当社が定める補償制度による支払まで
 - (5) 盗難補償 1事故につき当社が定める補償制度による支払いまで
2. 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、契約者の負担とします。
3. 当社が前項に定める契約者の負担すべき損害金を支払ったときは、契約者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
4. 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、契約者の負担とします。
5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

第30条(貸渡契約の解除)

1. 当社は、契約者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済みの貸渡料金を契約者に返還しないものとします。

第31条(同意解約)

1. 契約者は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を契約者に返還するものとします。但し、24時間以内の解約の場合は、返金しないものとする。
2. 契約者は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。
解約手数料 = {(予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)} × 50%

第8章 解除

第32条(貸渡契約の解除)

当社は、契約者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を契約者に返還しないものとします。

第9章 個人情報

第33条(個人情報の利用目的)

1. 契約者(貸渡契約の申込をしようとする者を含む、以下「契約者」という)は、当社が下記の目的で契約者の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1) レンタルバイクの事業許可を受けた事業者として貸渡契約書締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - (2) 契約者の本人確認及び審査を行うこと。
 - (3) 自動二輪車、保険、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、契約者にご案内すること。
 - (4) 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、契約者にアンケート調査を実施すること。
 - (5) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2. 前項に定めていない目的以外に契約者の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第34条(個人情報に登録及び利用の同意)

契約者は次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第17条及び第54条に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
- (3) 第22条に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑則

第35条(相殺)

当社は、約款及び細則に基づき契約者に金銭債務を負担するときは、契約者が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第36条(消費税)

契約者は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

第37条(遅延損害金)

契約者及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率13.9%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条(約款及び細則)

1. 当社は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
2. 当社は、約款及び細則を改訂し又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表及びホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第39条(管轄裁判所)

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 約款は平成29年1月1日より施行します。